

# 美郷町空き家等活用移住定住促進事業補助金（分譲住宅建設事業～空き地活用型～）

## ○事業概要及び補助金額等

### 【分譲住宅建設事業（空き地活用型）】

■空き地を整備し、分譲住宅（空き地に建設された居住の用に供する住宅を販売する目的で行うもの）の建設を行う事業

### 【補助金額等】

#### ■補助対象経費

・分譲住宅建設費、宅地整備費、道路整備費  
ただし、登記関係費は除きます。

■補助率 補助対象経費の20分の1

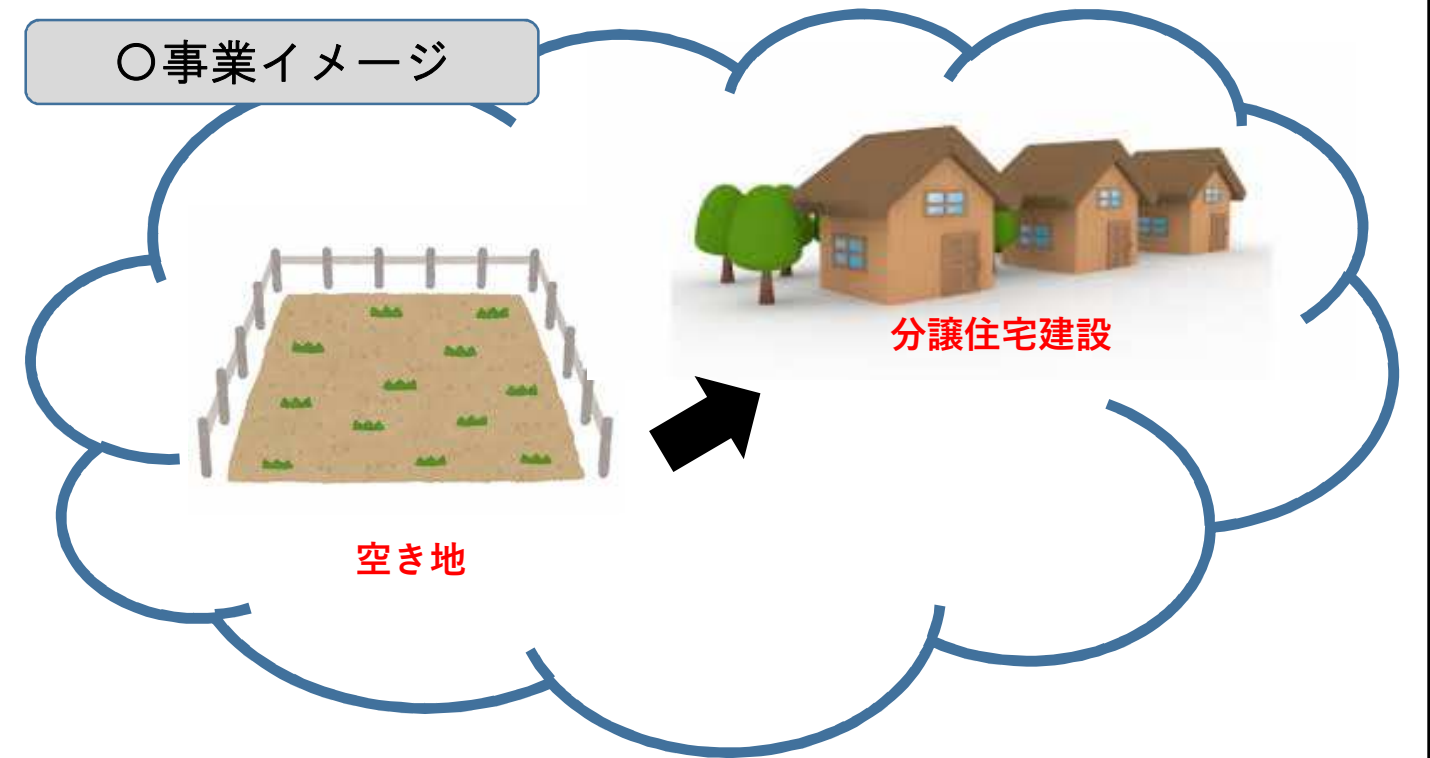
■補助限度額 100万円/棟

※補助金の額は、補助対象経費に補助率を乗じて得た額又は補助単価7,500円に延床面積を乗じて得た額のいずれか低い額とし、補助限度額を上限とする。

■補助期間 当該補助事業が属する年度の3月31日まで

※事業完了後、3年以内に分譲住宅が売却されることが必要です。

## ○事業イメージ



## ○補助金交付フロー図

■補助金交付申請書を提出  
(事業着手の30日前)

※提出書類

- ①補助金交付申請書
- ②事業位置図 ③土地の公図の写し
- ④土地の登記全部事項証明書
- ⑤土地の求積図 ⑥各区画の求積図
- ⑦配置図 ⑧平面図、立面図
- ⑨設備仕様書 ⑩延床面積求積図
- ⑪現況写真 ⑫工事見積書

※確認済証の写しを提出

受領

着工

■実績報告書

※必要書類等については、改めて通知します。

完了

受領

受領

※注意

・当該補助金の交付を受けた場合「美郷町美郷暮らし促進奨励金交付要綱」に基づく奨励金は交付されません。

申請

受付

↓

審査

↓

交付決定

← 通知

提出

受付

↓

審査

↓

確定通知書

← 通知

補助金請求

← 補助金交付

受付

## ○Check 1（空き地の条件は…）

■補助対象者が所有する空き地が事業の対象となります。そのため、補助対象者以外の方が所有する空き地を活用し事業を行う場合は、事業実施前に空き地を取得する必要があります。

※空き地とは・・・

・町内に存する現況地目が宅地の空き地又は宅地と連担して活用する雑種地をいいます。

## ○Check 2（補助対象者は…）

■宅地建物取引業法第2条第3号に規定する宅地建物取引業を営む法人です。

ただし、1区画の分譲住宅整備を行う場合は、法人（宅地建物取引業を営むことを問わない）も対象となります。